

## 地区会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第44条第3項の規定に基づき、地区会に関し、必要な事項を定める。

(目的及び事業)

第2条 地区会は、本会の事業を遂行するために必要な地域的活動を行う。

2 地区会は、地域の関連団体と連携し、定款第4条に規定する活動を推進する。

(区分及び名称)

第3条 地区会は、北海道地区会、東北地区会、関東地区会、北信越地区会、東海地区会、近畿地区会、中国・四国地区会、九州・沖縄地区会の8地区会とする。

2 地区会の名称は、「特定非営利活動法人日本医学図書館協会（地区会名）地区会」とする。

3 各地区会に属する都道府県は、以下のとおりとする。

地区会名	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(地区会会員)

第4条 正会員及び協力会員（以下「会員」という。）は、入会時に機関の所在地又は個人の居住地の地区会に所属するものとする。

2 会員が所属する地区会の変更を希望する場合は、理事会の承認を得ることとする。

(組織・運営)

第5条 地区会は、組織、構成、運営等に関する事項を地区会会則に定め、理事会に提出するものとする。

2 地区会の運営に係る経費について、本会に請求することができる。

3 研修会等地区会独自の事業に必要な経費は、本会予算のほか、参加費等を徴して充てることができる。

4 地区会が主催する研修等の事業に、会員以外の者を参加させることができる。

(地区会事務局及び連絡会議)

第6条 地区会に、事務局を置くものとする。

2 地区会事務局は、本規程及び地区会会則に規定される地区会の任務を遂行する。

3 中央事務局は、地区会事務局連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、本会及び地区会の連絡調整を行う。

4 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、特定の地区会が行う会議は、当該地区会の合意により開催することができる。

5 連絡会議の議長は、出席者の互選とし、議題、運営等はあらかじめ中央事務局が調整するものとする。

6 連絡会議に、議題に関連する担当理事等の出席を求めることができる。

7 連絡会議の庶務は、中央事務局が担当する。

(役員候補者の推薦)

第7条 地区会は、役員選任規程第4条第4項に基づき、役員候補者を推薦することができる。

(評議員の推薦)

第8条 地区会は、評議員会規程第2条第1項に基づき、評議員1名を選出し、会長に推薦する。

(総会議案の準備)

第9条 地区会は、総会運営規程第10条第2項に基づき、会員から提出される総会議案を取りまとめなければならない。

(会友の推薦)

第10条 地区会は、名誉顧問及び会友規程第3条第2項に基づき、会友を推薦することができる。

(報告)

第11条 地区会は、会則の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この規程の施行に伴い、地区会に関する細則は廃止する。